

令和2年9月11日(金) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
副委員長	稗田美菜子	
委員	藤田 貴裕	議長	石井 伸之
”	藤江 竜三	副議長	望月 健一
”	住友 珠美		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
2. 決算特別委員会の議事運営について
3. 懸案事項について

午前9時59分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、こんにちは。最終本会議に向けた議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【石井伸之議長】 皆様、こんにちは。本日は、最終本会議に向けた議会運営委員会にお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。

また、決算特別委員会の審査に向けて、各交渉団体の皆様には、正副議長から様々な形で運営方法の協議に当たりまして、御調整に対して御協力を頂き、誠にありがとうございます。しっかりと三密を避けて、そしてこの中からクラスターを発生させない形で議会運営、そして委員会運営をしてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様の御協力を頂きますよう心からお願いいたしまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。各常任委員会では慎重な御審査を頂きまして、誠にありがとうございました。また、本日は最終本会議に向けて議会運営委員会を開催していただき、感謝申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス対策への対応ということで、定例会や本会議、各常任委員会の運営について御配慮いただきましたこと、誠に感謝申し上げます。引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいります。

それでは初めに、追加提出案件についてですが、去る8月21日の議会運営委員会で準備が整い次第、提出させていただくとしておりました国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての人事案件につきましては、第73号議案として追加提出をさせていただきました。

次に、健全化判断比率等についての報告、令和元年度の決算認定として令和元年度国立市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計の歳入歳出決算認定の案件につきましても、準備が整いましたことから、追加提出をさせていただいております。決算特別委員会での御審査、よろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について、(1)議事日程（第2号）案について、事務局より御説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（第2号）案について御説明を申し上げます。お手元に御配付いたしました令和2年第3回定例会議事日程（第2号）を御覧願います。

市長提出議案は決算認定や報告を含め24件、陳情が2件、議員提出議案が4件提出されております。

なお、議事日程の登載順序は、前例に倣い配列を致しております。

日程第18、第73号議案国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、日程第19、認定第1号から日程第23、認定第5号までの令和元年度各会計決算5件、日程第24、報告第5号健全化判断比率等についてにつきましては、追加提案をされたものでございます。

日程第27、議員提出第5号議案国と都に対して小中学校における少人数学級の早期実現を求める意見書案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、関連する陳情の次に登載を致しております。

日程第28、議員提出第4号議案国勢調査における同居同性カップル数集計公表に関する意見書案から、日程第30、議員提出第7号議案新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保及び拡充を求める意見書案までの3件の議員提出議案につきましては、所定の手続により提出されたものでございますので、前例に倣い登載を致しております。議事日程（第2号）案につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議を頂きますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



（2）議案等の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 議案等の取扱いについてに入ります。事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。

初めに、一括議題とする案件でございます。日程第1、第56号議案市道路線の廃止について及び日程第2、第57号議案市道路線の認定についての2議案、日程第9、第64号議案国立市介護保険条例の一部を改正する条例案から、日程第11、第66号議案国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案の3議案並びに日程第12、第67号議案国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案及び日程第13、第68号議案国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、それぞれ一括議題とし、採決につきましては別個採決とする扱いでお願いいたします。

日程第18、第73号議案につきましては、人事案件でございますので、先例に倣い提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論を省略し直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第19、認定第1号から、日程第23、認定第5号までの令和元年度各会計決算につきましては、先例に倣い一括議題と致します。各会計決算の提案説明は、副市長から説明を受けた後、質疑を省略し、直ちに議長と監査委員を除く全員構成による決算特別委員会を設置し、そこに付託し、閉会中の継続審査とする扱いとなります。

なお、具体的な取扱い方法につきましては、後ほど決算特別委員会の運営方法の中で御説明をし、御協議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、決算特別委員会の正副委員長につきましては、先日開催されました会派代表者会議で協議を致しまして、前例に倣って選出することを確認いたしました。その結果、委員長に藤江竜三議員、副

委員長に重松朋宏議員が推薦をされておりますので、特別委員会設置後、議長が指名し、会議に諮るという扱いとなります。

日程第24、報告第5号につきましては、報告を受け、質疑は決算特別委員会で受けることとなっておりますので、そのような取扱いをお願いいたします。

日程第27、議員提出第5号議案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、先例に倣い提案説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決の扱いとなります。

日程第28、議員提出第4号議案から、日程第30、議員提出第7号議案までの3件につきましては、提案説明、質疑、討論、採決の扱いによりお願いいたします。議案の取扱いにつきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



議題2. 決算特別委員会の議事運営について

○【高柳貴美代委員長】 決算特別委員会の議事運営についてに入ります。事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、決算特別委員会の議事運営について御説明を致します。お手元に御配付いたしました議会運営委員会資料No.7を御覧いただきたいと存じます。

決算特別委員会の日程でございますが、9月28日月曜日、29日火曜日、10月1日木曜日、2日金曜日の4日間と確認をされております。決算認定につきましては、先ほど御確認いただいたとおり、先例に倣い、議長と監査委員を除く全員で構成する決算特別委員会を設置し、決定後に付託し、閉会中の継続審査とする扱いとなります。

次に、決算特別委員会の議事運営について御説明いたします。第1日目、9月28日の議事運営でございますが、委員長が委員会運営方法等の説明を致します。次に、代表監査委員から決算審査意見書の説明を受けた後、その質疑に入ります。終了後、代表監査委員には退席していただきます。続いて、健全化判断比率等についての質疑に入ります。次に、一般質問の歳入全般に入り、まず政策経営部長から一般会計の歳入の補足説明を受けた後、本会議での提案説明及び一般会計歳入全般に対する質疑を行うこととなります。

2日目の29日火曜日は、前日からの質疑が終了した後、一般会計決算の歳出に入り、各部長から一般会計歳出全般の補足説明を受けた後、款1議会費から款7商工費までの質疑を行うこととなります。

30日水曜日は休会とし、3日目の10月1日木曜日には款1から款7までの質疑が終了した後、款8土木費から款13予備費までの質疑を行い、終了後、討論を省略し、直ちに採決を行うこととなります。

4日目、2日金曜日は、各特別会計の歳入歳出決算に入ります。まず、担当部長からそれぞれ補足説明を受けた後、歳入歳出一括して質疑に入り、終了後、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決は別個採決とする扱いでございます。

また、決算特別委員会の委員席につきましては、おおむね前例に倣い案を作成いたしましたので、御確認をお願いしたいと存じます。

以上が、決算特別委員会の議事運営についてでございます。

次に、決算特別委員会の資料配付日でございますが、9月15日火曜日までに各会派、議員控室に配付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、令和2年第4回定例会で行う決算認定の会派代表討論の順序につきましては、決算特別委員会終了後、抽せんにより決定をしたいと存じますので、御了承願います。

なお、議長より各会派に確認をしておりますとおり、各会計決算への質疑は款、項、目が分かるように事前に通告を行い、再質問は関連する範囲内で行うこととなっております。質疑の通告は、会派ごとに発言する順番を明示し、9月23日水曜日の正午までに議会事務局に御提出していただきますようお願いいたします。

決算審査意見書の説明に対する質疑及び健全化判断比率等に対する質疑につきましては、質疑のありなしを9月23日の正午までに議会事務局まで御提出していただきますようお願いいたします。

また、議員及び出席説明員の入替えを適宜行うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を行いながらの委員会運営となりますので、皆様の御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。決算特別委員会についての御説明は以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

皆様の御協力によりまして、議題1の最終本会議の議事運営についてと、議題2の決算特別委員会の議事運営については終了いたしました。

市長をはじめ当局におかれましては、退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。



議題3. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題3、懸案事項に入っていきたいと思います。今回は委員会設置条例の改正案について、質疑を含めて御意見を頂き、会派会議懇談会の協議等を踏まえて、今後も協議していくことを確認いたしました。会派会議懇談会におきましては、引き続き、正副議長において調整することを確認されておりますが、その後の経過等について、議長から御報告をお願いしてもよろしいでしょうか。石井議長。

○【石井伸之議長】 それでは、8月27日に行った会派会議懇談会後の経過等について御報告いたします。

会派会議懇談会終了後、正副議長で各会派と個別に調整を行いました。各会派の皆様には御協力を頂き、心から感謝申し上げます。

その結果、委員会のオンライン開催については、9月28日より始まる今回の決算特別委員会ではなく、令和3年3月に行われる予算特別委員会に向けて、条例改正等を含め検討、協議を進めていくことを確認しているところでございます。つきましては、議会運営委員会では、委員会設置条例の改正等、条件整備の協議を引き続きお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御報告とお願いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 議長ありがとうございました。予算特別委員会に向けて協議を行うという

ことで、各会派との調整がなされたということでございます。このことについて、そのように今後進めていくということによろしいでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

それでは、委員会設置条例の改正等について御意見等を承りたいと存じますが、いかがでしょうか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 事務局に確認したいんですけども、条例改正を予算特別委員会に間に合わせるためには、いつ頃までにしておけばよいというふうに今のところなりますでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 スケジュール感に関して、事務局長、お答えになりますか。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 条例改正の件でございます。第4回定例会を考えますと、議運の前々日というのが議員の提出期限でございますので、条例改正の提出期限は10月22日の正午という形になっているところでございます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 今、10月22日の正午が、第4回定例会で上げていくには期限であるというお答えが出ました。それに関しての御意見ございませんか。

○【藤江竜三委員】 10月22日ですと、議運がどれくらい持てそうかなということなんですけれども、空いている日程とか、どれくらい入れられるかとか分かりますか。

○【内藤議会事務局長】 明確に何回というのはなかなか難しいかなとは思っているんですが、条例改正に絡むことですので、議運で集約された後に会派代表者会議に御報告をするというのが前例となっております。それを含めると、皆様の御都合もあると思うんですけども、2回開けるか、3回ぎりぎり開けるかというような、回数状況からしますと、すみません、そのようなことになるのかなと事務局では考えているところでございます。

○【高柳貴美代委員長】 今のお答えから2回だということで、非常にタイトな状況にあるということでございますが、それに関しての御意見をお願いします。

○【藤江竜三委員】 かなりタイトな感じになってしまうのかなと思います。私どもとしてはしっかりと議論をした上で、オンライン会議、できることなら予算特別委員会で行っていきたいと考えております。そういった中で、第4回までに決めてしまうというのは、今お話を伺う中でなかなか厳しいものがあるのかなとも思いますので、もし可能ならば第1回定例会までに予算特別委員会に向けて条例改正などができないかと思うんですけども、第1回定例会の初日で条例改正案をということでも、スケジュール的には可能なのかということを確認したいんですけども。

○【内藤議会事務局長】 結論から申しますと、第1回定例会の初日の採決というのは可能であるかと考えております。まだ第1回定例会の日程自体は正式に決まっておられませんけれども、2月上旬、中旬までには条例の改正手続を提出するという形であれば、初日の即決というところで改正が可能であると考えているところでございます。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 そうなりますと、そこに向けて私は、条例改正、皆さんで丁寧に議論を深めて、全会派、全議員がより納得を得られるような形を目指して進めていくべきかと思っております。そういった形で進めてはいかがでしょうか。

○【小口俊明委員】 それでは、この関連で発言いたします。まず、先ほど議長のほうから御報告、その後の様子のお話がありました。これを受けまして、この間、議長、副議長には汗をかかっていたいてお疲れさまでございました。そしてまた、その中で全ての会派の皆さんが納得できる形、合意できる形ということで、今回の決算特別委員会においてはオンラインによるリモートでの委員会はしな

い。そしてさらには、その次の会であります予算特別委員会に向けて協議を進めていこうと。こういう方向性で、皆さんの同意が得られたんだろうというふうに理解いたしました。

そして一方、我々議運の委員がこの間、精力的に取り組んでまいりましたオンラインによる委員会の開催の技術的な課題、あるいはその解決ということでは、事務局にも大変大きな努力を頂いて、技術的に可能なところまでこぎ着けたという状況があつて、これはそもそも目的というのは、委員会における密を防ぐということでありました。

これまでの我々の努力に鑑みて申し上げますと、今回の決算特別委員会においてはオンラインの手法は使いませんが、密を防ぐ運営ということ、議長がつくっていただいた運営の中身、これはそれを前提としたものであると理解をしておりますので、これを全ての議員がしっかりと認識をした上で、密を防ぐ決算特別委員会での審査の在り方、議論の在り方というところで取組を進めていければ、我々のこの間の努力も生かされていくんだろうなと考えております。

そして、次のタイミングであります予算特別委員会に向けてのこれからの協議でありますけれども、以前、委員会設置条例の一部改正の案も事務局のほうから出てきておりまして、これの議論についてはスムーズなスタートが切れるのかなと思っております。

そして、この案をベースにして協議を進めていくわけでありましてけれども、先ほど藤江委員からの質疑ではっきりしました。もし条例改正が第4回定例会を目指すとなると、かなり時間もタイトだなと、私もそのお話を伺って思いました。予算特別委員会に向けてということでは、第1回定例会の初日も可能であるということも併せて事務局のほうからお話がありましたので、ここを目指して丁寧に議会運営委員会の中で協議をしていって、最終的には予算特別委員会でのリモート、あくまでも三密を防ぐ、密を防ぐという大目的を実現するためには条例の改正をしなければならないという要件が伴いますので、これを整えていく方向で議論を深めていきたいと考えております。

○【藤田貴裕委員】 決算特別委員会のオンライン化に向けては、委員長と正副議長と事務局の皆さんに多大な努力をしていただいたということで敬意を表します。ありがとうございました。

ここでできなかったということもございますけれども、3月はコロナがどういう状況になっているのか分かりませんので、各会派が予算特別委員会に向けた議論をとということでまとまっているんだら、ぜひ議運の場で行っていけばいいのかなと思っております。その面では事務局に提示をしていただいた条例改正案を1つのたたき台としてやっていくのがいいのかなと思っておりますけれども、それどおりになるかは今後の議論次第なのかなという気が致します。

また、丁寧な議論をやっていく前提で、まず今回の決算特別委員会はどのような課題があるのか、その共通認識を持つことが大切だと思いますので、1回目は、現実、決算特別委員会の後なのかなという気がしますのと、10月22日をして議論を集約するというのは結構難しいのかなという気がします。第1回定例会初日に全会派一致で条例改正案の可決ができるのかどうか、そういうスケジュール感で私もいいのかなという気が致しますので、引き続き丁寧に議会運営委員会で議論していければいいなと考えています。よろしく申し上げます。

○【住友珠美委員】 今、御説明にありましたように、条例改正案、藤江委員から出たことを聞きますと、第4回定例会までにと、二、三回というのは私も議論が少ないかなというふうに感じるところでございます。これはオンライン会議、条例改正を含めまして、全議員が賛成して進めることが一番前提でございますので、しっかりこれは詰めていく必要があります。そのために議長、副議長、委員長が今までいろいろ調整してくださっているところでございますので、私も第1回定例会までに

向けるというところは時間を取って、そのほうがいいのではないかと思ったところでございます。

また、三密を避けるということであるので、オンライン会議とは別に三密をどのように避けていくか、このこともしっかりと議論をしていかないといけないと思いますので、条例改正と併せて三密をどのように避けていくか、この2点を話し合っていけたらと感じているところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 これまでの議運の中での結論としては、技術的には可能であるということでも全会一致で、そこに至るまでに、委員長もそうですし、正副議長も本当に御尽力を頂きましたし、事務局に至っては本当に御尽力を頂いたこと、議会にとってはとてもすばらしい経験になったと思いますし、第一歩になったと思っておりますので、改めて感謝申し上げます。

ほかの委員の方がおっしゃったように、10月22日までに一定程度の結論を出すのは難しいのかなと私も思いますので、決算が終わった上で決算の反省を情報共有しつつ条例改正をしていくという、その議論を丁寧にしていくということで進めていっていただきたいと思います。

また、条例改正については、コロナのことが中心になりますが、議会基本条例の中でうたっていることも見据えた上で条例改正を進めていくこと、その議論を進めることがいいのではないかと考えておりますので、事務局につくっていただいた条例改正案を軸に議論を進めていく上で同じになるかどうかということ、もちろん違うことになっても議論を進める上ではいいと思いますので、あれを基に議論を進めていくのがいいのかなと考えております。

○【石井伸之議長】 皆様には大変温かいお言葉を頂きまして、本当にありがとうございます。正副議長と致しまして、各会派の皆様様に調整をさせていただいた、その結果が報われた思いが致しました。

また、藤江委員には10月22日の第4回定例会、私もさすがに難しいなと感じております。そういった中では第1回定例会の本会議初日即決の案件で条例改正、これが実現できるように議会運営委員会の中でしっかりと条例改正、そしてまた今後の運営に向けて、リモートの会議、そして三密を防ぐため、どのような方法が一番よいのか、この点について、今後とも協議を重ねていっていただきたいと思っております。

その点に当たりましては、高柳委員長には議会運営委員会の運営に向けて大変な御努力、また今後も引き続きお願いしなければならないこと、本当に心苦しく思っておりますが、またこれからもどうぞよろしく願いいたします。

そしてあと1つ、確かに新型コロナウイルス、もしかすると来年の3月には終息しているかもしれませんが、ただ、新型コロナウイルスというものは、いつどこで発生をして、また、新たな形で猛威を振るうか分からないという状況もあります。また災害等、リモートで行わなければならないということも容易に想像がつかますので、ぜひとも国立市議会として、今後、どんな場面でも各議員の意見が委員会の中でしっかりと反映ができる、そういったソーシャルインクルージョンの考え方を基にして、議員一人一人の意見をしっかりと尊重していきながら進めるような議会を目指していきたいと考えておりますので、ぜひ今後とも御協議を頂きますように、よろしく願いいたします。以上です。

○【望月健一副議長】 まずもって、高柳委員長をはじめとして、議会運営委員会の皆様様にこれまで大変丁寧な協議を進めていただいたこと、誠に感謝申し上げます。またこれからも条例改正に向けてしっかりと丁寧な議論をお願いいたします。

今回は傍聴の議員さんもおられますので、ぜひとも暫時休憩を取っていただいて、意見を聞く場を取っていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 副議長からの御意見もございますので、ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午前10時35分休憩



午前10時40分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、全員から意見を頂きました。そして、皆さんの意見をまとめますと、議会運営委員会におきまして、石井議長の要請により、三密を避けて決算特別委員会をどうやったら開けるかということの一因として、オンライン会議というものを研究してくれという御要請を頂きまして、5回でしたか、何度も議論を重ね、実証実験を積んでまいりました。その結果、オンラインは技術的には可能だという結論に達しまして、これは全会一致で皆様まとまったところでございます。

これは思い起こしてみますと分かりますように、最初は本当にこれは難しいのではないかと。1回目のデモのときは、本当にこれは難しいなと思いましたよね。その中で事務局の皆さんに本当に御努力を頂きまして、それも予算をかけない状況で何とか工夫していただいていたということで、本当に努力していただいて、そして5回目には技術的には可能だという結果が出せたということは、委員の皆様御意見にもありましたように、これは非常に意義があることだと、私、委員長としても考えております。この場をお借りしまして、本当に事務局の皆様ありがとうございました。

そして今、石井議長から、会派会議懇談会の後の経過についてお伺いしたところ、今後は議運におきましては、予算特別委員会に向けて条例改正などを含む条例整備の協議を引き続いてお願いしたいという要請を、また新たに頂きました。そして、そのことに関して皆様に確認ができて、みんなでそれをやっていこうという結果が確認されております。

そして、条例改正におきましては、以前事務局のほうに御提示していただきました条例改正案をたたき台にして、これから進めていこうということも確認できたと思います。皆様の御意見は一致しておりました。

ただし、この協議は丁寧にやっていきたい、これはまた全会一致で進めていきたいという思いは皆さん共通の思いで、それに対しましては第4回定例会に向けてとなりますと、非常にスケジュールがタイトである。1回か2回しか開けないという状況では、大切な協議を進めることができない、結果を出すことができないということも、全員の皆様の御意見が一致していると思います。

そこで、スケジュールはきちっと決めていかなければならないと委員長としても考えております。そういたしますと令和3年第1回定例会本会議の初日に向けて、この日でしたら間に合うということが事務局のほうで確認できましたので、この日に向けましてしっかりと今後協議をしていきたいということも、皆さんここで確認ができたと思います。

ですので、この日に向けて回数を重ねまして、先ほど申しました前回、事務局のほうから出していたいただきました条例改正案をたたき台にして、それがどういうふうに変っていくか皆さんと協議を進めていきたいと思っております。そもそも三密を避けてということで、コロナ対策ということで始まったことではございますが、委員の皆様から、それだけではなく、これからの議会改革という面を含めた条例改正ということも話し合っていくべきではないかという御意見も出ておりますので、その辺のところも加味していきまして、今後、丁寧な協議を進めていきたいと思っております。

とにもかくにも、私が考えますのは全会一致、そしてそこまでに丁寧に協議を進める。そして、21

人の国立市議会の議員の皆様全員に理解をしていただいて、きちっと説明をして、結論に結びつきますように、私、委員長も努力してまいりたいと思います。本日はそのような確認をさせていただくということで、皆様よろしいでしょうか。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 今、委員長にまとめていただいた内容でよろしいかと思います。また今、休憩中、傍聴されている方から御発言ありましたけれども、私、今回決算特別委員会でできなかった理由の1個がちょっと分かったかなと思ひまして、市民の意見を聴くこと、議会基本条例にのっとり対応をしていただきたいということでありましたので、そういうことだったのかなというふうに今思いました。3月までは結構時間がありますので、てきぱきとした会議をやって、その後、市民の皆さんを交えた意見交換会もいいのかなど。

私が今、ちょっと思ったのは、この前の会派会議懇談会でやったオンラインのデモがありましたよね。市民の皆さんに参加していただくのもいいかなと。全部台本を読んで、本会議場とここをつないで市民の負託に応えられる決算特別委員会ができるというのも、技術的にはできるということですが、そこを体感していただいて、納得していただく。納得していただけるか分かりませんが、そういうのがいいのかなと思ひましたので、ぜひ市民の意見を聴くというんですか、動く、見えるという市議会基本条例にあるようなこともぜひやったらいいのかなと思ひました。併せて委員長、ぜひ判断をしていただければと思います。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、藤田委員のほうからございました、市民の方々の意見を聴くというのは非常に重要なことだと思います。今、オンラインを活用した意見の聴き方というものもあるのではないかと、実際に市民の方々に体験していただくのはどうかという御意見を頂きました。そのような御意見についていかがですか。皆さん何か御意見ございますか。小口委員。

○【小口俊明委員】 今、藤田委員からありました、条例改正に向けて市民の意見を聴くということをする場合の1つの手法として、オンラインを実際に使ってみてというのは1つ提案だろうと思ひます。最終的に条例改正ということまでつなげていくためのスケジュールというのは、この後、皆さんでよくよく協議をして決めていければよろしいかなと思ひました。

○【住友珠美委員】 今、藤田委員から御提案ありました、市民意見を聴いていくというのはすごく大事な視点だなと思ひまして、私も目からうろこでした。ぜひこれも取り入れていったらいいと思うのと同時に、議運だけで進めていくというのは、私たちの中ではすごく工程も分かって、よし、ここでというところもあったんですけども、全会派一致で議員皆さんが納得できる、進められるという形を取るためには、議運を開きながら、また皆さんと一緒に進める場もちょっと持っていったほうがいいのかと感じているところなので、もしできたらその御検討もしていただけたらと思います。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、市民の方々にも体験してもらいたい。そしてまた、住友委員のほうからは、議員の皆様全員に体験していただく。この場でも数度そのような機会を持たせていただきましたが、今後もそのような機会をまたつくっていくということでよろしいですか。

○【住友珠美委員】 はい。

○【高柳貴美代委員長】 また、私、委員長として考えておりますのは、もしできることであれば、大変お忙しいところ申し訳ないんですけども、職員の答弁側の参加もぜひしていただくということが可能であれば、そのような経験も積むことによって、より現実的に見えてくるものがあるのではな

いかというふうにもちょっと考えております。それができるかどうかは、まだここではできるということは申し上げられませんが、皆様の意見をしっかりと受け止めまして、最終的な日にちが出てきましたので、今後それに向けて皆さんでしっかりと協議を行っていききたいと思います。

あと1点足しておかなければいけなかったのは、さっき私、言い忘れました。決算特別委員会の状況をしっかりと議長が考えられたこの方式でやってみて、実際に三密を避けることができたのか、問題点はないのか、そのような検証も行いながら、それによって予算特別委員会に向けてのオンライン化ということも考えてほしいという御意見がありましたので、それを足させていただきます。

まとめがしっかりといかなくて申し訳ないんですが、先ほど申し上げましたお話のような形で進めていただくということで確認を取らせていただきますが、いかがでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

それでは、今後、先ほど申し上げたような方法で協議をしっかりと進めていきたいと思っております。では、ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午前10時50分休憩



午前10時52分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、暫時休憩中に次回の日程調整を行わせていただきました。今回は、10月15日10時より議会運営委員会を開催させていただきたいと思っております。また議会運営委員会におきましては、決算特別委員会が終わっておりますので、検証、またそこでの問題点などを各交渉団体のほうでまとめていただきまして、発表していただきたい。そして、先ほども申し上げました条例改正案、事務局のほうで出している改正案をたたき台に条例改正について、具体的に皆様からの御意見を頂いてまいりたいと思っておりますので、持ち帰っていただきまして、皆様としっかりと御協議を行っていただきたいと思っております。



○【高柳貴美代委員長】 以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午前10時53分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年9月11日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代